

CERO 倫理規定

第1条 目的

特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構（以下「当機構」という）は、コンピュータエンターテインメント文化の健全な発展のため、表現の自由を最大限に尊重し、且つ、社会の要求する倫理水準に適合する家庭用ゲームソフトの開発、公表、販売が確保されることを目途とし、家庭用ゲームソフトに関し、社会の要求する倫理水準に照らして適正か否かを審査し、適正と判断されたものについて該当区分に分類し、「年齢別レーティング区分」を行うこととし、当該審査に当たっての基準、その他関連事項を規定するものとして、本CERO 倫理規定（以下「本規定」という）を定める。

第2条 適用範囲

1. 当機構のレーティング審査適用範囲とされる家庭用ゲームソフトは、日本国内で販売されるものとし、業務用ゲームソフトは対象としない。
2. 家庭用ゲームソフトのオンラインゲームに関しては、ゲームの骨格部分を審査することとし、掲示板等ユーザーによる可変部分に関しては審査対象外とする。
3. 家庭用ゲームソフトのテーマ・コンセプト・システム及び、隠しコマンドや裏技を含む収録されるすべての表現を審査の対象とする。（但し、ここでいうシステムとはゲーム中の構造、構成、仕組み等をいう）
4. 家庭用ゲームソフトのパッケージ・同梱される印刷物。
但し販促物、雑誌広告、テレビCM等については、この項目に準ずるものではない。
5. 本規定において家庭用ゲームソフトとは、別表1に記載されるプラットフォームにおいて作動することを目的として開発・販売されるゲームソフトを意味する。

第3条 該当区分

1. 当機構は、家庭用ゲームソフトを「ゲーム系ソフト」と「教育系／データベース系ソフト」に大別して審査する。
2. 当機構に対して、審査依頼をする者は、該当区分を指定してこれを行うものとする。
3. 「教育系／データベース系ソフト」は、年齢区分は行わないものとするが、第7条（別表3も含む）に規定する表現を含まないものとし、教育目的、データベースとしての目的に適合するものとする。
4. ゲーム系ソフトとは、教育系／データベース系以外の家庭用ゲームソフトのことをいう。

第4条 ゲーム系ソフトの審査

1. ゲーム系ソフトの審査においては、第7条（別表3を含む）に定める禁止表現の有無を判断し、これらの禁止表現があるものについては、レーティングを与えないものとし、これらの禁止表現がないゲームソフトについて別表2に記載する表現種類・表現度合を総合審査し、以下のレーティング（年齢別区分）を行う。
 - ・ 「A」（全年齢対象）
 - ・ 「B」（12才以上対象）
 - ・ 「C」（15才以上対象）
 - ・ 「D」（17才以上対象）
 - ・ 「Z」（18才以上のみ対象）
2. 当機構における前項に定める審査の基準は、別途定める内規に従うものとする。

第5条 教育系／データベース系ソフトの審査

教育系／データベース系ソフトの審査は、依頼された審査対象物が第3条3項に定める区分要件を充足するか否かを審査するものとする。

第6条 審査の結果

1. 当機構は、その定める手続に従って審査の結果を依頼人に通知するものとする。依頼人は、家庭用ゲームソフトの販売・使用に当たって、当機構で審査した該当区分及びレーティング（年齢別区分）マークを、別途定める方法で、所定の対象物に刷り込まなければならない。但し、何らかの相当な理由を示し、当機構が承認する場合は、この限りではない。
2. 当機構は、審査対象物が第7条に定める禁止表現を含み、又は、第4条1項区分判断において、「レーティングを与えないもの」と判断する場合、及び、「教育系／データベース系」区分として適合しないと判断する場合は、その理由を書面にて依頼人に通知するものとする。

第7条 禁止表現

1. 別表3に定める禁止表現は、これを家庭用ゲームソフトに用いてはならない。
2. 不当な差別表現は、これを家庭用ゲームソフトに用いてはならない。不当な差別表現は、これに限られるものではないが、以下を含むものとする。
 - (i) 人種・信条・性別・職業・宗教・境遇・心身的条件・生活状態などによる不当な差別的表現
 - (ii) 老人・幼児・身体障害者・精神障害者等の社会的に弱者に当たる人への不当な差別的表現
 - (iii) 個人・法人及び団体をみだりに誹謗・中傷し、その名誉、尊厳を害する表現

第8条 改訂

1. 当機構の理事会は、本規定（別表も含む）を随時改訂することができる。
2. 改訂後のCERO倫理規定については、正会員及び賛助会員に通知し、周知徹底を図るものとする。

〔付則〕

この規定は平成14年10月1日から施行する。

- 平成14年10月17日改訂、平成14年10月18日から施行する。
平成14年12月13日改訂、平成14年12月14日から施行する。
平成15年10月16日改訂、平成15年10月17日から施行する。
平成15年12月18日改訂、平成15年12月19日から施行する。
平成16年 6月24日改訂、平成16年 6月25日から施行する。
平成16年12月16日改訂、平成16年12月17日から施行する。
平成17年 3月24日改訂、平成17年 3月25日から施行する。
平成17年 7月21日改訂、平成17年 7月22日から施行する。
平成17年11月24日改訂、平成17年11月25日から施行する。
平成18年 2月23日改訂、平成18年 3月 1日から施行する。
平成18年 7月13日改訂、平成18年 7月14日から施行する。
平成18年11月30日改訂、平成18年12月 1日から施行する。
平成19年 3月29日改訂、平成19年 3月30日から施行する。
平成19年 7月26日改訂、平成19年 7月27日から施行する。
平成19年11月29日改訂、平成19年11月30日から施行する。
平成20年 3月27日改訂、平成20年 3月28日から施行する。
平成20年 4月24日改訂、平成20年 4月25日から施行する。
平成23年 7月21日改訂、平成23年 7月22日から施行する。
平成23年 9月22日改訂、平成23年 9月23日から施行する。

別表1

対象プラットフォーム一覧表

株式会社セガ	ドリームキャスト
株式会社ソニー・コンピュータエンタテインメント	プレイステーション プレイステーション2 プレイステーション・ポータブル（g oを含む） プレイステーション3 プレイステーション・ヴィータ
任天堂株式会社	ニンテンドウ64 ニンテンドーゲームキューブ ゲームボーイ ゲームボーイアドバンス ニンテンドー・ディーエス（DSLite, DSi, DSiLL, 3DS を含む） W i i
株式会社バンダイ	ワンダースワン
日本マイクロソフト株式会社	X b o x X b o x 3 6 0
パソコンメーカー各社	パーソナルコンピュータ （対応 OS：WINDOWS 各種、MAC 各種）
携帯電話メーカー各社	携帯電話・スマートフォン等 （対応 OS：Android、iPhone、 Windows Phone 等）

2011年9月現在

表現種類及び表現度合一覧表

1. 表現種類

<性表現系>

「キス」「抱擁」「下着の露出」「性行為」「裸体」
「性的なものを想起させる表現」「不倫」「排泄」
「性風俗業」「水着・コスチューム」

<暴力表現系>

「出血描写」「身体の分離・欠損描写」「死体描写」「殺傷」
「恐怖」「対戦格闘・ケンカ描写」

<反社会的行為表現系>

「犯罪描写」「麻薬等薬物」「虐待」「非合法的飲酒及び喫煙」「非合法的ギャンブル」
「近親姦・性犯罪等」「売春・買春」「自殺・自傷」「人身売買等」

<言語・思想関連表現系>

「言語・思想関連」の不適切な描写

2. 表現度合

「直接的」であるか、「間接的」であるか。
「肯定的」であるか、「否定的」であるか。
「必然的」「自然的」であるか、否か。
テーマとの関連で「主題的」か、「背景的」か。
一般人の観点からみて不合理に嫌悪感を与えないか、反社会的ではないか、
扇情的ではないか等が考慮される。

「禁止表現」

＜性表現＞

1. 性器及び局部（恥毛を含む）表現
2. 性行為または性行為に関連する抱擁・愛撫等の表現
3. 性的欲求を促進、または性的刺激を与えることを目的としている放尿、排泄等の表現

＜暴力表現＞

1. 極端に残虐な印象を与える出血表現。
2. 極端に残虐な印象を与える身体分離・欠損表現。
3. 極端に残虐な印象を与える死体表現。
4. 極端に残虐な印象を与える殺傷表現。
5. 極端に残虐な印象を与える恐怖。

＜反社会的行為表現＞

1. テーマ・コンセプト上必然性の無い大量殺人・暴行を目的としている表現
2. 麻薬・向精神薬等の規制薬物で、医療目的等の本来の目的以外に不正に使用されることを肯定する表現。
3. 虐待を肯定する前提での虐待シーン表現。
4. 犯罪を賞賛、助長することを肯定する表現。
5. 売春・買春等を肯定する表現、児童買春等の表現。
6. 近親姦の表現、強姦及びこれに準ずる意に反する性的行為等の直接的な表現、及び肯定する表現。
7. 未成年による飲酒・喫煙表現を明確に推奨している表現。
8. 自殺・自傷を肯定・推奨している表現。
9. 不倫を肯定している表現。
10. 人身売買等を推奨している表現。

＜言語・思想関連表現＞

1. 一般に放送禁止用語・差別用語・不快用語に当たる言葉については、直接並びに間接的な表現や比喩も含み、中傷や蔑称に当たる用語の使用を禁止する。
常識の範囲内で、使用する場面及び前後の成り行きにより必要と認められる場合はこの限りではない。
2. 差別を助長する表現・用語
3. 実在する人物・国・国旗・人種・民族・宗教・思想・政治団体を敵視または蔑視する表現で、なおかつ一方的に非難・中傷する表現。

＜テーマ、コンセプト、システム＞

必然性の無い「性」、「暴力」、「反社会的行為」、「言語・思想」の過度な取り扱い。

＜補足＞

1. 上記の各禁止事項以外にも、社会情勢の変化等により新たに禁止事項と判断し、レーティングを与えない場合がある。
2. なお、上記の禁止表現の文言については、「Z」区分の新設に伴い、その趣旨に適合するように解釈するものとする。

以上